

静岡県告示第544号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、静岡県富士山世界遺産センター観覧料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年9月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

静岡市葵区御幸町8-1

(2) 商号及び代表者の氏名

株式会社東海道シグマ

代表取締役 福井 伸明

2 委託期間

令和5年11月1日から令和6年10月31日まで